

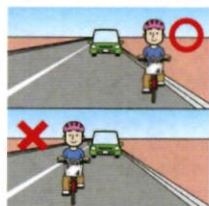
自転車は車の仲間です



自転車安全利用五則

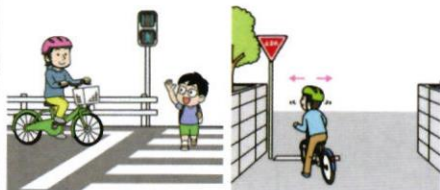
1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2

交差点では信号と一時
停止を守って、安全確認



3

夜間はライトを点灯



4

飲酒運転は禁止



酒酔い運転

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

5

ヘルメットを着用
大人もヘルメット



全年齢で自転車ヘルメット着用が努力義務化!

【令和5年4月1日施行】

命を守るヘルメット!

～ ヘルメットは頭部への被害を軽減する効果があります ～



※ この事故の自転車運転者は、ヘルメットを被っており軽傷でした。

ルールを守って交通事故に遭わないようにしましょう!

愛媛県警察





「自転車運転者講習」受講義務の対象となる

危険行為(15項目)の概要



1 信号無視 (道路交通法第7条)



2 通行禁止違反 (道路交通法第8条 第1項)

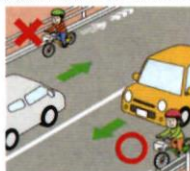


「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為

3 歩行者用道路における車両の義務違反 (道路交通法第9条)



4 通行区分違反 (道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項)



5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (道路交通法第17条の3第2項)



6 遮断踏切立入違反 (道路交通法第33条第2項)



7 交差点安全進行義務違反等 (道路交通法第36条)



8 交差点優先車妨害等 (道路交通法第37条)



9 環状交差点安全進行義務違反等 (道路交通法第37条の2)



10 指定場所一時不停止 (道路交通法第43条)



11 歩道通行時の通行方法違反 (道路交通法第63条の4第2項)



12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 (道路交通法第63条の9第1項)



13 酒酔い運転 (道路交通法第65条第1項)



14 安全運転義務違反 (道路交通法第70条)



15 妨害運転 (交通の危険のおそれ・著しい交通の危険) (道路交通法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号)



【自転車運転者講習のながれ】

14歳以上の者で、信号無視など、危険行為を3年以内に2回以上、摘発された自転車運転者に講習を受けるように命令

→ 自転車運転者講習を受講
【講習時間：3時間】
【講習手数料：6,000円】

→ 受講命令に従わない場合
5万円以下の罰金